

# 学校開放プールの一般開放における新型コロナウイルス 感染拡大予防のためのガイドライン

令和2年6月19日  
帯広市教育委員会

## 1. 基本的な考え方

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で多くの利用者が同時にプールや更衣室を利用するなど密集・密接の場面が想定されるため様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大予防のための留意点について、スポーツ庁及び関係機関の示したガイドラインを踏まえ、利用者及び施設職員等が共通認識のもと安全に学校開放プールを使用することができるよう次のとおりガイドラインを策定するものです。

## 2. 具体的な対応

### 来館者の制限

- 入館者を制限します
  - 密な状況とならないよう、曜日・時間などにより利用者の年齢、学年で分け、制限するなど工夫します。
  - 限られた時間、多くの方に使用していただくために、団体活動による練習利用について制限させていただきます。
- 滞在時間を制限します
  - 1回の入館につき、2時間程度までの利用とします。
- 下記症状・該当者の利用を制限します。
  - 平熱を越える発熱または風邪の症状のある方
  - 突発性の味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方
  - 咳・痰の症状がある方
  - 過去14日以内に同居家族や職場の同僚等、身近な方に感染者が出た方および感染が疑われる方
  - その他体調が思わしくない方

### 来館時

- 来館前に検温を実施してください。
- 館内（プール内除く）ではマスクを着用してください。
- 入館時の手指の消毒、こまめな手洗いを行ってください。
- 他の利用者、施設職員等との距離（できるだけ2m（最低1m））を確保してください。
- 施設内では大きな声で会話等をしないでください。
- 施設使用前後においても三つの密を避けてください。

## 受付

- コロナウイルス対策の館内注意書きを掲示します。
- 床面にマーキングし利用者間の距離を確保します。
- フロントに感染防止のための透明間仕切りを設置します。
- コイントレーなどを使用して現金・使用券の受け渡しをします。
- 利用にあたってチェックリストに記入していただきます。
  - 利用者はチェックリストにより感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、施設を利用していただきます。
  - 提出いただいたチェックリストは1か月間保管します。

## ロビー・フロント・通路

- ベンチ・イスの着席距離を確保します。
- 手すり等の定期的な消毒をします。
- 送迎などは時間に合わせ来館し、可能な限り館内の滞在を減らしてください。

## 更衣室・トイレ

- ドアノブ等の定期的な消毒を行います。
- 更衣室使用における下記の制限を行います。
  - 更衣室面積に応じて入室者数を制限します。（時間差による交代や代替スペースの使用などを行うことがあります。）
  - ロッカーの間引きなどにより、利用者間の距離を確保します。
- 更衣室使用時間縮小のため、水着着用での来場にご協力ください。
- 練習後の着替えは濡れた頭や体をプールサイドでよくふき取り、更衣室使用の時間を短縮するように努めてください。

## プール施設

- プール内では可能な限り会話、大声をひかえてください。
- レーン等で順番待ちとなる際に間隔を保ってください。
- タオル等の共有を禁止します。
- プール側溝の定期的な洗い流しを行います。
- 採暖室を休止します。

## スタッフ

- 全スタッフの出勤前検温、体調報告、手洗い・消毒、マスク着用を徹底します。
- 監視員はフェイスシールドを使用します。
- 営業再開時、体力が再開前に比べ低下して当然であることを利用者に伝え、決して無理をしないよう声掛けします（特に高齢者）
- ティッシュゴミ等が入ったゴミの回収時は、マスクをして行き、回収後に手洗い・消毒を行います。また、ゴミは密封した状態にして廃棄します。
- 事務所は密環境になり易いため、意識的に部屋に長時間いないよう心掛けます。
- コロナウイルス感染の疑いのある疾病者が確認された場合、直ちに保健所に連絡し、その指示を仰ぎます。
- 疾病者の陽性が確定した場合、保健所の指示のもと、ただちに消毒を実施します。また、ホームページ等で告知を行い、濃厚接触者の割り出し、連絡を行います。